

奈良・藤原宮跡

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1 所在地 | 奈良県橿原市高殿町・飛驒町 |
| 2 調査期間 | 一九九一年(平3)四月～一九九三年四月 |
| 3 発掘機関 | 奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部 |
| 4 調査担当者 | 代表 牛川喜幸 |
| 5 遺跡の種類 | 宮殿・官衙跡 |
| 6 遺跡の年代 | 七世紀末 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

一 東方官衙地区の調査(第六七次調査)

この調査は、昭和六二年度から継続的に実施してきた、内裏に東接する官衙群の実態把握を目的とした調査の一環として行なわれたもので、調査地は藤原宮大極殿の東方約200mに位置する。今回

られている。

は、これまでの調査で明らかとなっていた内裏に東接する南北四つ
の官衙(一つの官衙区画は東西約六六m、南北約七二mの規模をもつ)のうち、南から二つ目の区画を対象として、そのほぼ中央部に調査区を設け、官衙内部の建物配置を明らかにすることを主たる目的として調査した。なお当該地の小字名は倉ノ町で、東がクジラ町、西南が宮所である。調査面積は2000m²である。

検出した主な遺構には、四条条間路、掘立柱建物一七棟、掘立柱

屏四条、石敷、石組、石組溝五条、素掘り溝一〇条、井戸一基などがあり、これらは藤原宮期(宮期直前を含む)、藤原宮期以前(弥生・古墳時代および七世紀中頃から後半)、藤原宮期以後(奈良・平安時代およびそれ以後)に大別される。

藤原宮期の遺構には掘立柱建物五棟、掘立柱屏二条、土坑二基などがあり、官衙のほぼ中央に正殿にあたる東西棟建物を置き、これを中心としてその東南方、東北方、南方、北方に各々等距離で掘立柱建物を配置し、正殿の東西には掘立柱屏が取り付き、これによって官衙は南北に二分されるなど、極めて規格性の高い建物配置をとり、従来、藤原宮の官衙の特徴とされてきたものと大きく異なることが明らかとなり、藤原宮の官衙の建物配置や構造を考える上で新たな資料を提供した。なおこの時期の建物は藤原宮に先行する条坊遺構である四条条間路の側溝を埋めたて、道路を廃したのちに建てられている。

木簡は藤原宮期の土坑SK七六四一から一三点(うち削屑一点)が出土した。SK七六四一は官衙の正殿に当たる建物の南西にある隅丸方形を呈する南北約七m、東西約五m、深さ約〇・五mの土坑で、堆積層は三層からなり、中層は燃えさしの木片を含む炭化物層である。木簡は中層から多量の土師器、須恵器や少量の瓦などとともに出土した。

二 内裏西外郭地区の調査(第七〇次調査)

この調査は、藤原宮の内裏西外郭地区、特にその西南隅部分の様子を明らかにするために実施したもので、調査面積は七五〇m²である。

検出した主な遺構には、内裏外郭の西面と南面を限る掘立柱塀、南北溝、西大溝、藤原宮に先行する条坊の四条大路及びその南北両側溝、斜行溝、堰、橋、池状遺構、土坑などがある。なお今回の調査で、内裏外郭が南北三七八m、東西三〇三mと確定した。

木簡は西大溝SD一六八〇から一〇点出土した。SD一六八〇は幅が四m前後、深さが一mを超える素掘りの大溝で、内裏西外郭塀の西に設けられ、東大溝SD一〇五に対置される宮の基幹排水路である。溝は一重に掘られており、上層の溝は幅四m前後、深さ〇・四m、下層の溝は幅一・五m前後、深さ〇・六～〇・九mの規模をもつ。溝の中ほどには西大溝を横断するよう一本の丸太（径二二mm）を〇・三mの間隔で立て、それに十数個の石を絡ませて配列した堰が作られ、堰から下流側（北）はほぼ直線的に流れるのに対し、上流側（南）は上層溝の両岸が東西に広がり、池の如き様相を呈する。なお西大溝に架けられていた東西二間、南北二間の掘立柱の橋脚跡を検出した。

木簡のほかに多量の丸・平瓦や軒瓦、面戸瓦、熨斗瓦などの瓦類、土師器・須恵器、土馬や円面硯、漆付着の土器などの土器類、さらに砥石や鉄製品、曲物底板などの木製品も出土した。

三 宮南面西門・内濠・外濠の調査（第六九一四次調査）

この調査は、歩道整備工事に伴って実施したもので、調査地は藤原宮南面西門・内濠・外濠の推定位置にあたる。調査面積は九五m²である。

検出した主な遺構は内濠、掘立柱建物、南北溝などであるが、宮南面西門の推定位置には基壇土など門の存在を示す痕跡が全く認められなかつた。また外濠についても調査区の幅が狭いことから外濠に向かって徐々に下がる傾斜面を検出しただけで、濠の両岸を確認するには至らなかつた。

木簡は内濠SD五〇二一から一一五点（うち削屑一一一点）が出土した。SD五〇二一は幅一・六m、深さ一mの素掘りの東西溝で、堆積層は三層に分かれる。木簡は下層から土器とともに出土した。また中・上層からは瓦類が出土した。上層は溝を埋立てた土層である。

8 木簡の釈文・内容

一 東方官衙地区

土坑SK七六四

(1) 「▽依地郡奈具里
軍布

(104)×28×3 039

(2) □奄加里▽

(92)×12×2 039

(3) 「▽□□国小海郡嶋里人□▽

(161)×24×5 031

(4) 「▽□嶋郡通□」

(87)×(20)×3 039

(5) 贊一斗五升伊和之▽」

(215)×22×4 039

(1)～(5)はいずれも荷札木簡。(1)と(2)は隱岐国のも。 (3)と(4)は所屬国郡不明のもの。(5)は贊の荷札。

二 内裏西外郭地区

西大溝SD一六八〇

(1) 「十一日打相釘九十四隻 吳釘六百九十九隻 □」

・「枚金三枚其釘廿七須理釘廿六 折四 □□卅四」

287×27×5 011*

(2)

・「十上廣田列十之中 菰作一口 日置造出一口 船守一口 □□□
〔定カ〕

(158)×29×2 019*

(3)

「▽綾郡山本里守遲部首□▽」

142×28×6 031*

(1)

・受賜

内濠SDH01

(2)

・□□
〔受カ〕

(51)×(16)×2 081

印▽

(2)

・「▽『粟道宰熊鳥』□▽」

201×37×8 031*

(1)は種々の釘とその数量を書き上げた文書木簡。縦に木目に沿って三片に割られていたものを接合した。表裏に書かれた物品のうち「須理釘」は関係史料が管見に入らなかつたが、「打相釘」は正倉院文書にしばしば見られる「打合釘」、「吳釘」も正倉院文書に見える釘の一種で、『新撰字鏡』に「鑽、无蓋釘也、久礼久疑也」とある。

また「枚金」は平金・鑽で、鉄の板金のこと。
(2)は表裏異筆で、荷札として使用されたのち、裏返して文書に転用したものか。表は「廣田列」に属する十人の散仕について記した文書で、散仕先は菰作・日置造出・船守の三箇所で各々に一口が充てられ、その残りが「□七」である。「廣田列」は衛士・仕丁等の集団名。

(3)は讃岐国の荷札。

また「枚金」は平金・鑽で、鉄の板金のこと。

(2)は表裏異筆で、荷札として使用されたのち、裏返して文書に転用したものか。表は「廣田列」に属する十人の散仕について記した文書で、散仕先は菰作・日置造出・船守の三箇所で各々に一口が充てられ、その残りが「□七」である。「廣田列」は衛士・仕丁等の集団名。

鳥」が姓であるとすると名に当たり、また「栗道宰熊鳥」と異筆と思われるから自署かとも推測されるが、判読できない。表の切り込みに紐を掛けた痕跡があることから、裏が検封された品物に接する側、すなわち内側で、「栗道宰熊鳥」の文字は検封された状態では見えない。従って「栗道宰熊鳥」は宛て先ではなく、差し出し側を示すと考えられる。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』一一（一九九三年）

（橋本義則）

